# 地籍で進めるまちづくり

《成果の閲覧・

確認》

2年目

# 《説明会》 1年目

きます。 れば、

をしていただきます。誤り等がなけ

関係書類に署名捺印をいただ

を20日間役場等で閲覧にかけ、確認

地籍調査の成果である「地籍簿 (案)」「地籍図 (案).

での説明会を開催します。 調査に先立って、 調査対象地区

## 《現地調査》 筆ごとの土地について、

1

年目

方】

め

立会により、

所有者·地番

調査の進 ※以下の作業を完了するのに概ね3年間要します

【地籍調査とは…】

地籍調査とは、国土調査法に基づいて実施するもので、一筆ごとの土地につ

いて、その所有者・地番・地目の調査、境界及び地積に関する測量を行い、その

結果により「地籍簿(簿冊) |及び「地籍図(地図) |を作成することをいいます。

簿をもとに土地登記簿が書き改められ、地籍図が不動産登記法に基づく地図

地籍調査により作成した「地籍簿」及び「地籍図」は、法務局に送付し、地籍

《地籍測量》 があります。また、雨天の回の立会をお願いする場合 場合も実施します。 1年目



なる杭を設置したり、 なく立ち入り、

ご了承願います

として備え付けられます。



地の形状や筆数により、 境界等の確認をします。

## 《法務局へ送付》 局へ送付-閲覧後、

# 土地所有者及び関係者の

# られます。

※測量の基準となる杭は、 【ご協力のお願い】 ので、 成等でやむを得ず撤去等の必要がある場合は、 境界杭と併せて管理をお願いします。





## 知事の認証及び国の承認を 法務局では、 地図が備え付け 3年目 登記

地籍簿と地籍図の写しを法務 じます。





簿が書き改められ、

ます。) 地の境界確認をするために永久的に必要となります に役場産業建設課地籍調査係までご連絡をお願い 地籍調査が終わっても、 (土地造 事前 L

※現地調査及び閲覧の際、 ※相続等の所有権移転登記をされていない土地につ 登記が困難な場合は、 ておいてくださ 現地調査までに登記を行ってください。 相続人の中から代表者を決め ご都合が悪い場合は、 委任 ŧ

ては、

★地籍調査は、土地所有者及び関係者のご協力がなけ 理解とご協力をよろしくお願い 状を提出していただければ、 れば行うことができませんので、 代理の方でも結構です。 本調査に対するご

# 【令和2年度の予定地区】

西兀山・ 令和2年度の予定は、次のとおりです。字青木全域の調査が完了しています。 之内・南川原・ 大字湯浅の一部 湯浅町では、平成12年度から地籍調査を実施 現在までに大字吉 向島)、 城山・天神多和・脇田・東兀山 大字田全域、 (字南道・中 川全域、 大字山田全域、 川原 大字栖原全域、 ・元本町・ 島

有田川町

## 《現地調査地区》

濱田 大字湯浅字天神後·殿田·馬出·馬止·高岸·中筋 に文書にてご案内を送付 を対象とした説明会を予定しています。 6月下 ・宮ノ西・ -旬頃に (こ、土地) 会を予定しています。事前土地所有者及び関係者の方 河久保·宮後 します。

延期とする場合もございます。中止または延後の状況によっては、説明会を中止もしくは新型コロナウイルス感染症予防のため、今 文書にてご連絡します

閲覧地区》 期とする場合は、文書にてご連延期とする場合もございます。

走上り・ 〈字湯浅字北町· 濱町 宫 · 中 町 ·鍛冶町·道町·岩崎

確認していただきます。閲覧日が決まり次等成果である「地籍簿(案)」「地籍図(案)」の果である「地籍簿(案)」「地籍図(案)」でおいたできません。 文書にてご連絡します。 閲覧日が決まり次第、)」「地籍図(案)」を

# 《完了地区》

人字湯浅字新屋敷・大字別所

有田市

0

E A

了したことを土地権利者宛に文書にて通知し査による土地登記簿及び地図の書き換えが完 登記簿が書き改められたのを確認後、地築地籍簿と地籍図の写しを法務局へ送付 全 地籍調

【地籍調査が完了していると…】

現地調査予定地区

調査完了区域 (令和2年度完了予定地区含む)

閲覧予定地区

1. 正確な土地の状況(境界等)が確認されているため、土地取引の円滑化に役立ちます。

2. 万一災害等で土地の境界がわからなくなっても、元の境界の位置を復元することができます。

3. 行政においても、各種公共工事の計画、設計等が容易に進めることができます。

【地籍調査に関するお問合せ先】 産業建設課 地籍調査係 (18番窓□)☎64-1124まで

広川町

11 令和2年5月 令和2年5月 10